

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月24日
【会社名】	フジテック株式会社
【英訳名】	FUJITEC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 原田 政佳
【本店の所在の場所】	滋賀県彦根市宮田町591番地 1
【電話番号】	0749(30)7111(代表) (上記は本社の所在地であり、実際の経理業務は下記で行っております。) (ビッグフィット) 大阪府茨木市庄一丁目28番10号 072(622)8151
【事務連絡者氏名】	執行役員財務本部長 山元 博之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区白金一丁目17番3号
【電話番号】	03(4330)8200(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務本部長 藤野 研太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) フジテック株式会社 東京本社 (東京都港区白金一丁目17番3号) フジテック株式会社 ビッグフィット (大阪府茨木市庄一丁目28番10号) (注) 当社ビッグフィットは、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

2026年2月20日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年2月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

併合の割合

当社株式について、6,531,252株を1株に併合いたします。

本株式併合の効力発生日

2026年3月25日

効力発生日における発行可能株式総数

45株

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は45株となります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）の発行可能株式総数を変更するものであります。

第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は12株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数に関する定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の規定を変更するものであります。

第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに、1株以上の当社株式を所有する株主は残存株主らのみとなるため、自己株式の市場取引等による取得に係る定め、定時株主総会の基準日に関する定め及び株主総会資料の電子提供制度に係る定めはその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（自己株式の取得）、定款第12条（定時株主総会の基準日）及び定款第16条（電子提供措置等）の規定を変更するものであります。

なお、当該定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年3月25日に効力が発生するものとします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	無効数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 株式併合の件	745,194	6,104	0	1,428	(注)	可決 99.18
第2号議案 定款一部変更の件	745,227	6,070	11	1,418	(注)	可決 99.19

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

以上